

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
18	荒木町・60代・女性	143	1 療育・保育	(1) 早期診療・相談の充実	① 母子保健事業	健康福祉部健康医療課	【母子保健事業の名称】 「母子保健事業」という事業名についてはいかがなものか。国、県下の事業名なのか。適切な事業名にできないのか。(理由：乳幼児期の健診を「母」で括ることが悲劇を生むこともある。障害を持って生まれたことを悪とみなし、その原因を母親に、さらに子育てを母親に、また離婚に至ったケースもあると聞く。)	「母子保健」事業は、母子保健法に基づき母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査などを行っているものであり、名称の変更は考えておりません。	計画の修正なし	
14	上津町・60代・女性	101				健康福祉部健康医療課	【保健師の増員】 久留米市は保健師の数が少なすぎる。「保健師の人員確保」のみでなく、人員増を行わないとこの計画を実施できないと考える。	保健師の配置については、保健所を核とした総合的な保健行政を構築する中で、必要な要員の確保を図ります。	計画の修正なし	
1	女性・40歳代・東櫛原町	1				施策1	健康福祉部健康医療課	【5歳児健診の実施】 ・検診で疑いのある園児の保護者に対する、説明・指導をきちんとして欲しい。 ・厚生労働省の母子保健のHPに他県で実施事例が掲載されている。これらの事例を参考に早急に進めて欲しい。	5歳児健診の導入については、国・県の動向や他市の事例、又現在保育所や幼稚園で実施されている検診の実態を参考にしながら、定期の検診(1歳児半、3歳児、就学前)との関連性を含め、調査・研究、検討を行なっています。 なお、発達障害の早期発見、早期診断、療育相談・訓練等、一貫した支援体制の充実については、関係機関・部署と連携・研究を図っていきます。	計画の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	66				施策1	健康福祉部健康医療課	【5歳児健診の実施】(施策1) 5歳児健診の実施を(他県での実施例を参考に早急にお願ひしたい)。	再掲(意見1)	計画の修正なし
15	高良内町・40代・女性	120				施策1	健康福祉部健康医療課	【5歳児健診の実施】(施策1) 5歳児健診の実施をしてほしい。 就学前に軽度発達障害を早期に発見し療育できるよう早急に実施してほしい。	再掲(意見1)	計画の修正なし
18	荒木町・60代・女性	144				施策3・4	子育て支援部幼児教育研究所	【発達支援事業の充実】(施策3・4) 数値目標について、これは相談しやすい、利用しやすい環境整備(人と場所)が充実されていくということなのか。そう願ひたい。	発達支援事業の内容を充実することにより、利用者増加をめざしたもので、幼児教育研究所の機能の充実に努めていきたい。	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	189				施策3・4	子育て支援部幼児教育研究所	【発達障害事業の充実】(施策3、4) 発達支援事業については現在希望しても十分な支援が得られない状況にあるので、一層の充実をお願いしたい。	訓練(言語、行動、動作)事業は、指導の効果から定員が決まっております。欠席がある場合、優先的に定員枠外からスポットとして入れております。今後も、子どもの発達の状態を十分に把握し、適切な環境で支援していききたい。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	3	(2) 療育の充実	① 乳幼児期から学校教育体制の確立の一貫した療育	子育て支援部幼児教育研究所	【幼児教育研究所の充実】 ・指導員の質の向上。他の市から指導員を連れてくるのではなく、久留米市で指導員を育成し、常駐させて欲しい。 ・幼研に通った子供の療育歴を市が管理し、就学相談などで、活用できるようにして欲しい。	指導員の資質向上に対しては、部内での研修や外部研修会への派遣等で指導力の向上をめざしてきております。今後も、内容の充実を検討していききたい。就学相談の際の情報提供は、個人情報の取扱いとなり保護者の同意がなければ活用ができません。今後の検討課題であると考えます。	計画案の修正なし		
5	宮の陣・40代・女性	51			子育て支援部幼児教育研究所	【幼児教育研究所の機能充実】 施策5について、言語聴覚士を定期的に各小学校、中学校に派遣してほしい。	保護者の同意のもと、サポートブックで、情報を提供しております。言語聴覚士の小中学校への派遣については、契約上できないことであり、教育委員会との協議も必要になり検討課題であると考えます。	計画案の修正なし		
12	日吉町・40代・女性	82			子育て支援部幼児教育研究所	【幼児教育研究所の機能充実】(施策5) 機能充実のために言語聴覚士の確保が必要。ダウン症児の療育クラス「アミー教室」においては、以前は幼研の利用者が今より少なかったこともあって、年少児から言語の個別指導を受けることが出来た。しかし、現在では就学前の一年間のみ指導しか受けられない状態。利用者が増加しているにもかかわらず、専門の先生の人数が不十分。	言語聴覚士による言語指導については、定員人数があり、現状ではアミー学級全員に行うことができません。しかし、これからアミー学級では、個別指導と集団指導をミックスして実施していくことになっており、個別指導については、より内容を工夫改善し、より指導の効果があがるようにしたい。また、言語聴覚士との連携も図っていききたい。	計画案の修正なし		

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
15	高良内町・40代・女性	121	1療育・保育	-	①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立	-	<p>【幼児教育研究所の機能充実】(施策5)</p> <p>駐車場は少なく、市役所の駐車場を利用となっているが、少し遠く、とても来所しやすいとは思えない。</p> <p>児童センターも併設となっており、そちらも駐車場が少ない為、なかなか利用しにくいので、整備してほしい。</p> <p>・幼研に相談に行っても、軽度発達障害などを検査できる道具がそろっていないため、別に医療機関を受診しての検査となり、相談内容が限られてしまい、結局、多重に相談機関に通うことになり、保護者の負担も大きい。</p> <p>専門職の確保や充実した検査が施行できる設備、環境を整えてほしい。</p>	<p>駐車場の拡張については、検討しておりますが現時点で最大限10台程度しかスペースを確保できておりません。他の方法がないか調査を進めております。それまで、今までと同じように、公共交通機関の利用と市役所駐車場利用での対応としたい。</p>	計画案の修正なし	
19	住所・年齢・性別不明	170					<p>【幼児教育研究所の機能充実】(施策5)</p> <p>「～さらに充実するため、保育士などの専門職の確保・資質向上」についての意見。</p> <p>・言語聴覚士の常任</p> <p>・小学校との連携</p> <p>・ことばの教室に通えない子ども達への対応</p> <p>・利用者の駐車場:療育のための来所者(車)優先の周知と理解</p>	<p>言語訓練は委託事業であり、言語聴覚士の常任については、どのような言語訓練を実施するか、対象児数調査も含め検討が必要であると考えます。小学校との連携は、保護者同意のもとサポートブックを利用し、連携しております。駐車場利用での療育のための来所者優先については、周知と理解を積極的に進めます。なお、ことばの教室に通えない子どもへの対応は、教育委員会において課題としており検討を図りたい。</p>	計画案の修正なし	
25	合川町・50代・女性	190					<p>【幼児教育研究所の機能充実】(施策5)</p> <p>特に専門職の確保、資質向上を進めていただきたい。</p>	<p>職員の部内研修及び外部研修への派遣等を含め、相談員及び指導員の資質向上をめざしていきたい。</p>	計画案の修正なし	
1	女性・40歳代・東瀬原町	4					<p>【幼稚園での職員加配】</p> <p>幼稚園にも、保護者の要望があれば、加配がつけられるようにして欲しい。無理な場合は、通常、働いていないと入れない保育園に、特例として入れるようにして欲しい。</p>	<p>私立幼稚園への職員加配については、直接加配等としての対応はできないとしております。ただし、平成18年度まで、教育部学務課において障害のある幼児が在園する場合に補助金対応を実施しております。保育園への入所は「保育に欠ける」児童の場合と児童福祉法で定められており、保育に欠けない児童の保育所への入所はできないとされています。</p>	計画案の修正なし	
1	女性・40歳代・東瀬原町	17					<p>【療育センターの設置】</p> <p>・軽度発達障害児の保護者は、子供の進路を一人で情報を集めて模索しながら決めている状況で、とても困難と不安を抱えながら生きている。幼児期から就労まで支援してもらえる療育センターを作って欲しい。神戸市の「こうべ学びの支援センター」などの事例を参考に、久留米市にも病院や専門家と教育委員会が連携し、設置に向けて意欲的に取り組んで欲しい。</p>	<p>療育センター機能は、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談・療育体制において重要であると考えます。これについては、P27具体的施策8「療育センター機能の確立」で位置付けており、具体的な機能等は今後検討していきます。</p>	計画案の修正なし	
5	宮の陣・40代・女性	52					<p>【療育センター機能の確立】</p> <p>施策8について、就労への一貫したコーディネートをしてくれる相談窓口が欲しい</p>	再掲(意見17)	計画案の修正なし	
10	山川追分1丁目・30代・女性	68					<p>【療育センター機能の確立】(施策8)</p> <p>幼児期から就労までお世話をしていただける療育センターを作ってほしい。</p>	再掲(意見17)	計画案の修正なし	
11	津福本町・40代・女性	76					<p>【療育センター機能】</p> <p>幼児研究所で進めてきた事業の中核に学校卒業までのフォローアップをしてほしい。場所も六ツ門ダイエー跡地などを利用すると、子連れの親子が毎日訪れ、中心部の活性化につながるのではないかと。(現在の幼研、児童センターの駐車場問題も解決すると思う)</p>	再掲(意見17)	計画案の修正なし	
25	合川町・50代・女性	191					<p>【療育センター機能の確立】(施策8)</p> <p>早期発見、早期療育をより一層すすめていただきたい。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した相談のできる窓口を設立していただきたい。</p>	再掲(意見17)	計画案の修正なし	
16	山川町・30代・女性	128					<p>【療育センターの設置】</p> <p>療育センター、乳幼児から就労までの相談、療育、診療ができ、保育士・教諭が困った時も相談が出来る公共施設の設置を希望する。久留米は幼研があるが、幼児期だけで支援を切られてしまい親も子も途方にくれる。カルテ(療育歴)的なものを作成し、久留米市療育センターを熱望する。</p>	再掲(意見17)	計画案の修正なし	

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分					所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他	関連施策				
2	荒木町・年齢不明・男性	20	1 療育・保育	(2) 療育の充実	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立			教育部 学校教育課	【幼児教育研究所と養護学校の統合】 ・幼児研究所を養護学校と統合する。 ・養護学校にOT、PTの専門職員を置く。一貫した療育・教育体制の確立を言うならこれは実現すべきことではないか。	久留米養護学校には、現在聖マリア病院からOT、PTを派遣いただいております。その活用を今後拡大させていただきます。	計画案の修正なし
6	津福本町・30代・女性	58						教育部 学校教育課/ 健康福祉部 障害者福祉課	【軽度発達障害に対する療育システムづくり】 ・保育園、幼稚園、学校の先生方が障害に気付いた場合に保護者に療育を進められるシステムも必要ではないか。先生方の相談の場や、間にたたれる先生(臨床心理士の方やカウンセラーの先生)が必要ではないか。	障害の早期の把握と療育につなげる道筋をきちんと形づくることは、療育を効果的に進める上で重要だと考えます。療育に至る現場での教職員等への相談については、その実施内容を含め体制として不足するものであれば、検討したいと考えます。小中学校では、関係機関と連絡調整を図り一人一人のニーズに応じた教育を行うことができるように努めていきます。	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	83					施策 6・8	健康福祉部 障害者福祉課	【療育に関するコーディネータ、相談窓口の設置】(施策 6、8) 幼研から小学校への連携はとられるようになってきたが、中学・高校・就労へと一貫したコーディネーターが必要。療育センター、保健センターが一体化し、そこに相談の窓口を作りたい。	中学・高校から就労までに至るコーディネートについては、療育において必要なものであると認識できます。P27具体的施策8で位置付けている「療育センター機能の確立」を進める中で、相談窓口を含め今後検討したいと考えます。	計画案の修正なし
13	田主丸町・40代・女性	93						健康福祉部 障害者福祉課	【発達障害児に関する関係機関間の情報共有】 保育所(園)・小学校・中学校・(できれば高校も)・病院・通級教室など発達障害児に関係している各機関・行政の間で、情報を共有し、密にして通級・通学の時スムーズにいくように正しい情報を伝えてほしい。	乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育にとって、ライフステージごとに関係する機関の連携が重要であると考えます。計画でも、「個別支援計画を策定するなど、きめ細やかな支援を行います。」としており、今後具体的な情報共有の方法等について検討していきます。	計画案の修正なし
13	田主丸町・40代・女性	95					施策8	健康福祉部 障害者福祉課	【軽度発達障害児に対する一貫した情報提供】 軽度発達障害児を見つけたら、その時点から就労するまで市がその障害児の療育状況を把握し、病院や療育施設など成長に合わせた情報を発信してほしい。又、そうしう(療育)施設を作してほしい。	再掲(意見93) また、P27具体的施策8「療育センター機能の確立」で示しているものが療育の中核と考えているところです。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	102					施策8	健康福祉部 健康医療課	【保健センター・保健福祉センターの設置】 (施策8)「保健センター」を「保健福祉センター」とすること。センターに「福祉」の概念が入りにくい現状だから、ここから要求を出していかないと「保健福祉センター」にならない。	保健師の配置や保健センターの設置については、保健所を核とした総合的な保健行政の中で、新たな体制を構築していきます。	計画案の修正なし
11	津福本町・40代・女性	77					施策12	健康福祉部 障害者福祉課	【障害児放課後対策事業の充実】 江南中にもタイムケア事業がはじまり、大変助かっているが、施設面で「寒い」「水道がない」などの不便が感じられる。	学校施設での障害児放課後対策(タイムケア)事業における施設改善については、実情を把握の上、環境改善に努めたいと考えます。	計画案の修正なし
15	高良内町・40代・女性	122					施策12	健康福祉部 障害者福祉課	【障害児放課後対策事業の充実】(施策12) 軽度発達障害児も対象とし、LD児童・生徒の学習面の支援をしてほしい。学習塾などは、まだまだ指導者の理解不足があり、家庭学習の比重が大きく、保護者の大きな負担となっている。	障害児放課後対策(タイムケア)事業では、学習支援については対応しておりません。支援の必要性などとも今後の課題であると考えます。	計画案の修正なし
16	山川町・30代・女性	129					施策12	教育部 青少年育成課	【障害児放課後児童対策】 障害児の放課後について、学童が小3ではずされ、生活の為仕事をする親にとって子ども1人家に置いていけないのが現状である。民間は金額が高く近くにはない。長期の休みはどうしたらよいか。	各校区の普通小学校に通っている障害児については、久留米市学童保育所連合会及び校区運営委員会と協議のうえ、学童保育所への受け入れに努めてきているところです。 そのために、加配指導員の配置、研修、障害児対応への施設整備等を進めてきており、今後も可能な限り受け入れに努めていきたいと考えています。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	145					施策12	健康福祉部 障害者福祉課	【障害児放課後対策事業の充実】(施策12) 土曜日の活動内容などについての検討は急いでほしい。	障害児放課後対策(タイムケア)事業における土曜日の事業内容については、早急に検討したいと考えています。	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	193		施策12	健康福祉部 障害者福祉課	【障害児放課後対策事業の充実】(施策12) どの地域でも実施していただきたい。	障害児放課後対策(タイムケア)事業は、地域・校区等の実情を把握しながら、実施中学校を定めているところです。また、利用できる施設としては市内全域に亘って5ヶ所位置しています。なお、学校施設での事業実施については、校区等の実情により今後の検討課題であると考えます。	計画案の修正なし			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
25	合川町・50代・女性	192	1療育・保育	(2療育の充実	②ビ 保 育 の 充 実		子育て支援部児童保育課	【保育サービスの充実】療育としての保育を考えたとき、親が就労していなくても保育園に入園できるようにしていただきたい。	児童福祉法第24条の規定により、「保育に欠ける」児童の保育の実施が市町村の義務になっております。久留米市でも保育に欠ける障害児は、健常児と共に保育所で統合保育を行っておりますが、保育に欠けない児童に関しては、保育所への入所措置はできません。基本的に保育所は集団保育の場であり、療育の場としては別の専門的施設での療育指導の必要があると考えられます。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	14				施策13	健康福祉部障害者福祉課	【軽度発達障害の啓発】 ・啓発ポスターを作ったり、「広報くるめ」に軽度発達障害障害についての連載をして欲しい。 ・市民の軽度発達障害に対する正しい知識がないために、軽度発達障害者とその家族は大変辛い思いをしている。何よりも大切な事は市民に正しく理解してもらう事である。	P28具体的施策13「軽度発達障害についての情報提供と啓発」にも示しておりますが、今後も障害への正しい知識と理解のための情報提供・啓発に努めたい。	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	69				施策13	健康福祉部障害者福祉課	【軽度発達障害についての啓発】(施策13) 「広報くるめ」に軽度発達障害についての正しい知識を連載で掲載してほしい。	再掲(意見14)	計画案の修正なし
15	高良内町・40代・女性	123				施策13	健康福祉部障害者福祉課	【軽度発達障害に関する広報】(施策13) 「広報くるめ」に軽度発達障害について、専門家に協力していただき、正しい知識を連載してほしい。同じ診断名でも個人によって症状が異なるため、広く啓発するためにも、継続してほしい。	再掲(意見14)	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	2				施策14、6	教育部学校教育課	【幼稚園での軽度発達障害への対応】 幼稚園教諭は、保育士のように、軽度発達障害に関する勉強会などがないうえ、軽度発達障害の子が居ても、対応ができなかったり、気付かなかったりしている。幼稚園でも保育園同様に、勉強会を実施してほしい。軽度発達障害の疑いのありそうな園児に対しては、幼児教育研究所に必ず相談を受けるよう指導してほしい。	幼稚園教諭については、市教育委員会主催の研修会への参加義務はないところですが、研修会(年1回程度開催)への参加呼びかけを行い、理解を進めてもらっているところです。	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	67				施策14	教育部学校教育課	【幼稚園での軽度発達障害の研修】(施策2・5・6) 幼稚園への軽度発達障害に関する研修等をきちんとしてほしい。(園によって方針が違いすぎる)	再掲(意見2)	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	13				施策14	教育部学校教育課	【教職員の軽度発達障害に対する理解促進】 ・通常学級の教職員を対象とした軽度発達障害についての勉強会をもっと実施してほしい。	軽度発達障害についての研修を充実させていきたい。	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	84				施策14	教育部学校教育課	【軽度発達障害等に関する教職員研修】(施策14) 軽度発達障害についての研修は、小・中学校とも障害に関わる教職員(担任や支援教室の先生等)だけではなく、全教職員が研修を受けるべきである。	再掲(意見13)	計画案の修正なし
15	高良内町・40代・女性	124				施策14	教育部学校教育課	【軽度発達障害に対する教職員研修】(施策14) 研修回数を多くして、早急に教職員全員が正しい理解と指導を行えるようお願いしたい。どの教職員の先生が担任となっても、児童・生徒が安心して通学できる学級環境にしてほしい。	再掲(意見13)	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	146				施策14	教育部学校教育課	【軽度発達障害に関する教職員研修】(施策14) 数値目標が平成23年度:2回とあるが、毎年度されないのか。研修は大事であり必要である。	市教育委員会主催の研修会は毎年2回実施しておりますが、理解の促進を図るためにも更なる充実を考えたい。これに伴い、計画の数値目標を修正します。	P29 具体的施策14の数値目標を修正します。 市教育委員会主催の研修会 平成18年度:年2回→平成23年度:年3回

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
1	女性・40歳代・東柳原町	12	1 療育・保育	(2 療育の充実	③ 軽度発達障害などへの適切な対応		健康福祉部障害福祉課	【手帳が取得できない軽度発達障害者(児)への支援】 ・療育手帳の取得ができない発達障害の児童(生徒)には、例えば、「療育支援証」などを発行し、介護サービスなどの支援を受けられるようにしてほしい。 ・今の判定検査では、軽度発達障害を持つ人の知能や特性を判断できるものではない。医師、専門家、通級教室指導の教諭などを交えて、軽度発達障害を持つ人を正しく判定できる検査内容をつくるべきである。	障害福祉サービスなどの利用の前提として手帳の取得があるため、軽度発達障害への施策が遅れていると認識しています。発達障害者支援法も施行されていますが、サービス面での整備はなされておらず、国の制度改善への要望をしていくとともに、独自に対応できるものがあるのか調査・研究を進めたいと考えます。 また、軽度発達障害の判定については、制度として現在の判定方法によるものとされており、ご意見の「正しく判定できる検査内容」に対して制度として対応ができるか、県の判定機関等との協議ともなりますので、今後の検討課題であると考えます。	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	75				健康福祉部障害福祉課	【発達障害に対する手帳の発行】 発達障害の子供は療育手帳が取得できない場合が多いので、ぜひ新しい手帳を発行するなどして、支援サービスが受けられる状態にしてほしい。	障害福祉サービスなどの利用の前提として手帳の取得があるため、軽度発達障害への施策が遅れていると認識しています。発達障害者支援法も施行されていますが、サービス面での整備はなされておらず、国の制度改善への要望をしていくとともに、独自に対応できるものがあるのか調査・研究を進めたいと考えます。	計画案の修正なし	
23	諏訪野町・30代・女性	184				健康福祉部障害福祉課	【障害児の保護者への支援】 障害児の親支援が不足している。障害児の親の会の運営支援も必要である。	障害者等の団体とは、意見交換等を行っているところです。障害児の親の会への支援については、必要な支援があれば支援の方法等を含めて協議をしたいと考えております。	計画案の修正なし	
27	津福町・40代・男性	209				健康福祉部障害福祉課	【障害児の療育格差について】 障害児の早期療育はその後の人生を左右する大事なものであるが、情報の差や家庭の経済状況によって大きく差が生じてきていることはあまり調査がなされぬまま見過ごされてきてはいないだろうか。 療育を受けている家庭は、それなりの経済的な基盤を持ち、夫婦片方の収入で生活が成り立つ家庭である。問題は、このような家庭環境に生まれてくる障害児ばかりではないことである。障害児を受け入れることの出来ない父親のために離婚を余儀なくされ、又は、夫婦とも仕事を持っていても経済的に困窮している家族の中には療育がうけられない障害児が少なからず存在する。これらのことを解消するために役割を果たすのが福祉施策ではないか。	相談・支援等が必要な障害児には、本人にあった療育が必要であると認識しております。療育が必要であるにもかかわらず、その機会に接することができないケースについては、できる限り療育に接することができるような対応が必要であると考えます。	計画案の修正なし	
11	津福本町・40代・女性	78	2 教育・育成	(1 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進	施策15	教育部学校教育課	【就学指導の充実】 施策15の数値目標で就学先の一致を90%以上とあるが、指導がきびしくなるのではと不安を感じる。地域であたりまえに生活していきたいというノーマライゼーションの推進に、学校教育が逆行してほしくない。	就学指導は、現行制度のもとに設置運営されている各学校について説明を行うとともに、保護者の意向を十分にくみ取りながら行っております。	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	85				施策15	教育部学校教育課	【就学指導の充実】(施策15) ・現在行われている就学指導については、その日一日のわずかな数分ほどの言動、行動を見て、障害児の就学の適正な判断を下すことが出来るのか疑問がある。就学先の一致が数値目標となることがおかしい。これでは、就学希望先に入ることが目的となり、これから先の発展が期待できない。就学希望先に入学することは、当然の権利であり、就学してから個々の障害児の指導、支援のあり方を学校側と話し合うことに重点を置くことが、就学指導を充実させることなのではないか。	再掲(意見78)。 就学後の学校での個々への支援の在り方については、保護者を交えた話し合いの機会を増やしていきたい。	計画案の修正なし
19	住所・年齢・性別不明	171				施策15	教育部学校教育課	【就学時指導の充実】(施策15) 「就学先一致」に対する意見 ・一致する必要はない、一致してはいけない	再掲(意見78)	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	194				施策15	教育部学校教育課	【就学指導の充実】(施策15) 基本方針として「できる限り地域の学校で学べるように」とされているのに数値目標として就学先一致率があげられているのはおかしくないか。就学指導は就学先が一致することが目的ではなく、個人のニーズに応じた指導が行われることこそが目的ではないか。 就学指導ももっと個人の日常に視点をあてた検討が行われてもよいのでは。	再掲(意見78)	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
1	女性・40歳代・東櫛原町	10	2 教育・育成	( ) ↓ 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進	施策16	教育部学校教育課	【特別支援教育コーディネーター】 ・特別支援教育コーディネーターが教員の中から任命されることになるが、軽度発達障害に関しての勉強会をしっかりと実施し、コーディネーターが発達障害を正しく理解をした上で障害を持つ生徒の相談やアドバイスをしたり、他の生徒達への指導ができるようにしてほしい。(名ばかりの特別支援教育コーディネーターにならないように)。 ・特別支援教育コーディネーターは、スクールカウンセラーと連携をとってほしい。	各学校で、コーディネーターを中核とした支援体制の充実を図っていきたい。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	11				(施策14)	教育部学校教育課	【中学校での軽度発達障害への対応】 ・軽度発達障害児は、中学校で「いじめ」の対象となり、二次障害を招く恐れがある。早急に中学校の教職員に軽度発達障害の理解と知識を持っていただき、支援体制づくりを進めてもらいたい。	再掲(意見10)	計画案の修正なし
13	田主丸町・40代・女性	94				施策16	教育部学校教育課	【小・中学校での軽度発達障害への対応】 ・小・中学校に軽度発達障害について、正しく理解した専門の先生を配置し、「軽度発達障害児に対する学習支援」「軽度発達障害を持つ生徒・児童、その保護者の相談受け付けや支援」「職員全員に対する研修や実践指導(特に軽度発達障害児がいるクラス担任)」を行ってほしいが、学習支援の先生と相談指導を行う先生の兼任はさけてほしい。	専門の職員を新たに配置することは難しいが、関係機関と連携を図ったり校内でサポートしていく体制を作ったりすることで対応していききたい。	計画案の修正なし
6	津福本町・30代・女性	57				施策16、14	教育部学校教育課	【中学校での軽度発達障害への対応】 ・中学校に通級教室がないのも疑問である。せめて各学校(中学、高校まで)に、専門的な知識のある先生の配属や勉強会を開いて、軽度発達障害への理解促進を図っていただきたい。	・中学校での通級教室については、意見6のとおりです。 ・軽度発達障害への理解のための研修については、意見13のとおりです。	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	86				施策16	教育部学校教育課	【特別支援教育に関わる教職員研修】(施策16) ・特別支援教育についての校内研修会が年1回では不足。せめて学期ごとに1~2回。いろいろな障害についての学習会を行うべき。 ・市教育委員会主催の研修会には、学校によっては障害児の教育に関わっている教職員のみが参加していることがほとんどである。教職員全員が共通の理解を示さなければ、障害児の支援が充実できない。外の研修会に参加しにくければ、そのためにも校内研修会を増やすべきである。	学校が取り組むべき課題は様々あるため、特別支援教育に関する校内研修会は最低1回以上の実施を行ないます。	計画案の修正なし
16	山川町・30代・女性	132				施策16	教育部学校教育課	【特別支援教育に関わる教職員研修】(施策16) 校内研修会が年1回とあるが、なぜ年1回なのか。困っている児童の理解が年1回でできるのか。少なすぎる。	再掲(意見86)	計画案の修正なし
19	住所・年齢・性別不明	172				施策16	教育部学校教育課	【特別支援教育に関わる教職員研修】(施策16) 「23年度までに100%」に対する意見 ・遅すぎ ・校内研修(年1回)は少ない!! 学期に1回は必要	校内研修等も含め何らかの形で市内の全ての教職員が特別支援教育研修を受けておりますが、市主催の研修会への参加については受講者を拡大していききたい。校内研修の回数については再掲(意見86)。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	6				施策17	教育部学校教育課	【中学校での通級教室の開設】 中学校に情緒障害や学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)の通級教室を作って欲しい。	通級指導教室の小学校への増設及び中学校への新設についてはその必要性について認識しており、毎年県教育委員会へ申請を出し続けております。市独自では新設は難しいところです。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	15				施策17	教育部学校教育課	【(小学校の)通級教室の増設、送迎条件の緩和】 ・情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)の通級教室を増設をしてほしい。たくさん児童が選考されなかったり、遠くの地域から通うことになり、保護者も児童も負担が大きい。今の「なんくん教室」は、教室を他に作るスペースもないので、他の地域に作る必要がある。 ・通級教室は保護者が送迎をするようになっているが、保護者が働いていて送迎できないため、利用申し込みができない児童もいます。第三者の送迎も認めて欲しい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
6	津福本町・30代・女性	56	2 教育・育成	( ) ↓ 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進	その他	施策17 教育部学校教育課	【軽度発達障害児のための通級教室の増設】 ・軽度発達障害児のための通級教室の増設をお願いしたい。通級のクラスが少なく来年度も希望者の50%ほどしか通うことができない。通いたくても親が仕事をしている場合は送迎ができず仕方なくあきらめなければならない人もいる。子供の成長は一年一年が大切なので、多くの子供たちができるだけ早く療育できる教室を作っていただきたい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	72					施策17 教育部学校教育課	【通級教室の増設】(施策17) 通級指導教室は現在定員を大幅に超える応募があつている。たくさんの児童が選考されなかったり、遠くの地域から通うことになり、保護者も児童も負担が大きいので、ぜひ、新しい地区へ増設をお願いしたい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	74					施策17 教育部学校教育課	【中学校での通級教室の設置】 中学校の通級学級をぜひつくってほしい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
11	津福本町・40代・女性	81					施策17 教育部学校教育課	【通級教室の増設】 ・通級指導教室のニーズが高く、新たな教室を設置する必要がある。 ・中学校においても必要を感じている児童・保護者は多い。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	87					施策17 教育部学校教育課	【通級教室の増設】(施策17) 通級を希望しても、希望者が多く、入ることが出来ない。南薫・金丸教室の教室と教員(専門の先生)を増やすべきである。本来は各学校に通級教室を作り、専門の先生を曜日、時間を決めて派遣する方法が良いと思う。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
13	田主丸町・40代・女性	92					施策17 教育部学校教育課	【中学校での通級教室の設置】 中学校にも、発達障害児のための通級教室を早急に作ってほしい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
15	高良内町・40代・女性	125					施策17 教育部学校教育課	【通級教室の充実】(施策17) ・通級指導教室の周知と利用促進とあるが、現在、南薫教室は満員状態で、次年度も定員の約2倍の児童が通級を希望している。この現実を受け止め、通級教室の増設や定員の増員などをして対応してほしい。 ・現在、中学校には通級指導教室がないため、中学校にもつくってほしい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
16	山川町・30代・女性	131					施策17 教育部学校教育課	【中学校での通級教室の設置】 中学校にも、通級が必要な子がたくさんいる。中学校の情緒・LD・HDの通級教室の設置をお願いしたい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
19	住所・年齢・性別不明	173					施策17 教育部学校教育課	【通級指導教室】(施策17) 「周知と利用促進」に対する意見 ・すでによく知っているが、定員オーバーや学習室在籍などの理由により利用できない、理不尽だ。 ・金丸・南薫のみならず全ての学校に『ことばの教室』を別枠で配置し、専門職員の派遣が必要不可欠。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
20	田主丸町・年齢不明・女性	176					施策17 教育部学校教育課	【通級教室の増設】 「なんくん教室」に申し込んだが、新聞で今年は59人申込みがあり、定員が30人と書いてあるのを見てビックリした。発達障害といわれ、一年間とても悩んできたが、やっと対応してくれる教室を見つけても、入れるかどうか分からないなんて、とてもつらい。合併したのだから、平等に南と東にも同じような教室をぜひ作ってほしい。 できれば、中学校になっても支援を受けられ、又悩み等を聞いてくれるような所が身近にあればよい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
21	原古賀町・団体	177	2 教育・育成	( ) ↓ 学校教育の充実	① 特別支援教育の推進		【通級教室の増設】 ことばの教室の増設・新設をお願いしたい。通級で個別に指導を受けている子ども達は、かなりの成果があり、成長しているが、希望に添わなかった子ども達は通常学級で学習しており、子どもや親にとっても不安がある。 ・広域合併により、遠方から通うのに負担がかかる。こうした事を理由に通級を申し込まない方もいる。支援を要する子ども達の負担を軽減する為にも、別の場所に早急な新設を強く要望する。	再掲(意見6)	計画案の修正なし	
21	原古賀町・団体	178				施策17	教育部学校教育課	【中学校での通級教室の設置】 ・中学校にことばの教室(通級教室)の設置をお願いしたい。 中学校でも一人ひとりにあった個別指導がなされ、保護者・担任・教科担任・通級担当者が連携する為の場の設置を早急にしていただく事を強く要望する。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
24	合川町・年齢不明・男性(団体代表)	188				施策17	教育部学校教育課	【中学校での通級教室の設置】 中学校に情緒障害と学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(AD/HD)の通級指導教室を早急に作って欲しい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	195				施策17	教育部学校教育課	【通級教室の充実】(施策17) 現在希望しても定員オーバーで支援が受けられない状況にあるので、一層の充実をお願いしたい。	再掲(意見6)	計画案の修正なし
9	日吉町・50代・女性	61				施策17	教育部学校教育課	【知的障害児に対する言語訓練】 知的障がい児(者)の言語訓練は、効果が認められずとの見解から、2ヶ所の「ことばの教室」への通級もままならず、置きざりにされている。また、この2ヶ所も保護者の付き添いが原則で、職業を持つ保護者の負担にもなっている。この機会にぜひ言語聴覚士の採用、並びに各学校への定期的派遣(その学校での療育)を実現させて頂きたい。幼研時での言葉の訓練とあまり違いがないにもかかわらず、知的障害児が閉め出されている納得できない。特別支援学級に在席中の児童にも適応していただきたい。	現行の制度では、配置できません。知的障害特殊学級において、教育効果をあげる取り組みを行っていきます。	計画案の修正なし
10	山川追分1丁目・30代・女性	70				施策18	教育部学校教育課	【療育機関の設置】(施策18) 養護学校は中核としては難しい気がする。もう少し、開かれた療育機関を設置してほしい。	久留米養護学校のセンター的機能の発揮を充実させていきたい。	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	196				施策18	教育部学校教育課	【久留米養護学校のセンター的役割の充実】(施策18) 十分に機能できるようお願いしたい。	再掲(意見70)	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	103				施策18	教育部学校教育課	【久留米養護学校のセンター的役割の充実】(施策18) 「久留米市養護学校のセンター的役割」について明確な構想を出すこと。施策18のみでは久留米市教育プランに示された施策を実施することは不可能。	具体的な方策については別途計画していきます。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東瀬原町	8					教育部学校教育課	【特別支援学校の名称】 養護学校の名称が、「特別支援学校」という名称に変わることになるが、「〇〇学園」のような、馴染みやすい名称にして欲しい。	久留米市特別支援学校検討委員会からの意見をふまえ今後検討していきます。	計画案の修正なし
11	津福本町・40代・女性	80					教育部学校教育課	【久留米養護学校の名称】 久留米市養護学校の名称を公募してはどうか。養護学校という名前のために、入学をいやがっている子どももいる。	再掲(意見8)	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東瀬原町	9		教育部学校教育課	【小・中学校での軽度発達障害への対応】 小・中学校に発達障害をもつ児童(生徒)や保護者が相談できる、支援担当の教師を配置して欲しい(学習室の教師と兼任ではなく、軽度発達障害に対して、正しく理解し、支援できる教師を)。	市で支援担当の教員を別に配置することは難しいものがあります。これに関しては、校内で特別支援教育コーディネーターに指名された教員について、研修会や連絡会等を行い校内での支援体制の充実を図っていきたい。	計画案の修正なし			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
1	女性・40歳代・東櫛原町	16	2 教育・育成	↓ 学校教育の充実	① 特別の支援教育		教育部学校教育課	【軽度発達障害児に対する介助員の配置】 ・介助員は、本来、学習室を利用する児童に対してしか介助できないことになっているが、軽度発達障害児で介助が必要な児童に関しては、介助の利用を認めて欲しい。	通常学級在籍の児童生徒を支援する制度の活用やボランティアの活用を行います。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	147					教育部学校教育課	【特別支援教育の推進】 特別支援教育は特別支援学校(久留米養護学校)でしかできないのか。地域の学校で障害のない子どもとともに学べる環境づくりが求められていることに沿わないのでは。	小中高等学校でも特別支援教育を行うことについて法律で定められている。	計画案の修正なし
1	女性・40歳代・東櫛原町	18			施策21	教育部学校教育課	【養護学校での就労支援】 「福岡高等学園」のような就労を目指した養護学校を作って欲しい。久留米養護学校の中に、軽度発達障害だけのクラスを作り、就労を目指したカリキュラムで、学べるようにして欲しい。	現行制度において軽度発達障害だけの学級を編成することはできませんが、就労を目指したカリキュラム作成については取り組んでいきたい。	計画案の修正なし	
5	宮の陣・40代・女性	53			施策21	教育部学校教育課	【進路指導・職業教育の充実】 施策21について、ジョブコーチの活用と数値目標を具体的に示してほしい。	進路指導・職業教育の充実のためにジョブコーチとの連携を図っていきたい。	計画案の修正なし	
12	日吉町・40代・女性	88			施策21	教育部学校教育課	【進路指導・職業教育の充実】(施策21) 進路指導・職業教育の充実のためには、ジョブコーチの活用は不可欠であり、そのためにもジョブコーチの人員を増やす必要がある。ジョブコーチの活用が充実すれば、一般就労の数値目標ももっと伸びてくるのではないかと。	再掲(意見53)	計画案の修正なし	
9	日吉町・50代・女性	62			施策21	教育部学校教育課	【進路指導・職業教育】 ジョブコーチの活用と養護学校での就学実習は、施設だけでなく、企業にも幅を広げてほしい。	実習先を企業にも広げていきたい。	計画案の修正なし	
17	御井町・40代・男性	135			施策21	教育部学校教育課	【職業教育の充実】 就学時に、簡単な事務作業を教えてもらえるとありがたい。	現在も教育内容に含んで指導を行っている。	計画案の修正なし	
23	諏訪野町・30代・女性	181			施策21	教育部学校教育課	【進路指導・職業教育の充実】(施策21) 久留米養護学校は専門性を問われる。3年間の中で将来のイメージを持つためには、まず、先生たちが障害者が働けることを知る必要がある。先生たちの研修の中に(企業)事業所開拓の方法や定着支援の方法などを入れるとずいぶん違うのではないかと。	就労に関するネットワークの活用を図っていくことで対応したい。	計画案の修正なし	
23	諏訪野町・30代・女性	182			施策21	教育部学校教育課	【進路指導・職業教育の充実】(施策21) 養護学校(高等部)の中で1年間に一回の職場実習を計画しているが、福祉施設に実習に行く人達も多い。必ず、企業に実習を確保する事も必要である。養護学校のカリキュラムに就業のカリキュラムを入れる、進路を決めるときに学校の中だけで決めず、企業や雇用支援センターから提案できる進路を相談できるといいと思う。	再掲(意見181)	計画案の修正なし	
10	山川追分1丁目・30代・女性	71			施策22	教育部学校教育課	【市立高校での特別支援教育の実施】(施策22) 市立高校での特別支援教育の実施を早急をお願いしたい。	特別支援教育の実施に向けて努力していきたい。	計画案の修正なし	
11	津福本町・40代・女性	79	施策22	教育部学校教育課	【市立高校での特別支援教育のあり方の検討】 市立の高校に特別支援学級や特支コーディネーターをできるだけはやく置いてほしい。特に知的遅れのない軽度発達障害の子達の高校進学にあたっては、大変な不安を感じている。校内委員会は来年度からでも早急に設置し、先生方の研修を進めていくことが、不登校や二次障害という不幸な結果を防ぐ手だてではないかと。	再掲(意見71)	計画案の修正なし			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映			
			分野	施策区分	施策方向	その他							
15	高良内町・40代・女性	126	2 教育・育成	( ) ↓ 学校教育の充実	② 多様なニーズに対応する教育の充実		施策22	教育部学校教育課	【市立高校での特別支援教育のあり方の検討】(施策22) 校内委員会に設置が平成23年度までになっているが、校内に委員会をつくるのは、すぐできると思う。なぜ4年もかかるのか。	再掲(意見71) 平成23年度には、校内委員会による支援の機能化を目指して数値目標を修正します。	反映させる。数値目標:平成23年度までに校内委員会の機能化をめざします。		
25	合川町・50代・女性	197					施策22	教育部学校教育課	【市立高校での特別支援教育のあり方の検討】(施策22) もっと早期に校内委員会を設置できないものか。		校内委員会の設置と機能化をめざします。	計画案の修正なし	
1	女性・40歳代・東櫛原町	5					施策23	教育部学校教育課	【スクールカウンセラーの充実】 ・スクールカウンセラーが機能していない。臨床心理士が月1回程度来校しているが、地域と密着していないカウンセラーも多い。また、軽度発達障害児に関しては相談しても余り意味がない。もっとカウンセラーを育成し、各エリアの担当カウンセラーを配置し、軽度発達障害児が、小学校から中学校にスムーズに進学できるような取り組みをして欲しい。 ・スクールカウンセラーの位置づけをもっと高いものにして、先生方にアドバイスができるような立場になって欲しい。		市教育委員会が直接カウンセラーの育成をすることはできませんが、能力のあるカウンセラーと契約していきたいと考えます。また、小中学校のカウンセラー相互の連携について充実させていきたい。	一部反映させる。全校に配置されるスクールカウンセラーが発達障害児の教育についても適切な相談・支援を行えるよう、スクールカウンセラーの確保及び小中学校のスクールカウンセラー相互の連携に努めます。	
10	山川追分1丁目・30代・女性	73					施策23	教育部学校教育課	【スクールカウンセラーの養成】(施策23) スクールカウンセラーは、学校・地域と連携のとれる人材がよい。もう少し養成や教育を考えてほしい。		市教育委員会としてカウンセラーの教育や養成をすることはできない。能力のあるカウンセラーとの契約を行っていきます。	計画案の修正なし	
14	上津町・60代・女性	104					施策23	教育部学校教育課	【スクールカウンセラー活用事業】p(施策23) 「全校に配置されるスクールカウンセラー」となっているが、小学校はまだ「全校配置」ではない。全校配置の計画を示すこと。		平成19年度より小学校全校に配置します。	計画案の修正なし	
15	高良内町・40代・女性	127					施策23	教育部学校教育課	【スクールカウンセラー活用事業】(施策23) 現在、月1回となっているのを月2回にし、各小中学校にも児童(生徒)支援の先生を配置し、スクールカウンセラーを連携をとり、児童(生徒)や保護者の支援を行ってほしい。		まずは全校へのカウンセラー配置を行うことにより支援体制の機能化を図っていききたい。	計画案の修正なし	
16	山川町・30代・女性	130					施策23	教育部学校教育課	【スクールカウンセラーの充実】 スクールカウンセラーの来校が月1回と決められている。大きな問題が起こると臨床心理士の介入や人数増が報道されるが、問題になる前に回数を増やし、未然に防ぐのが大切である。月1回では少ない。		再掲(意見127)	計画案の修正なし	
1	女性・40歳代・東櫛原町	7							教育部学校教育課	【義務教育での少人数制】 ・文部科学省は、T/T(Team Teaching)を進めているようだが、1クラス30人以下の少人数制にして欲しい。 ・T/Tが無理な場合は、35人以上のクラスは、6年生までT/Tを認めて欲しい。		1クラス30人以下の学級にすることは市独自では難しいものがあります。T/Tによる指導やグループに分かれての指導等、児童生徒に確かな学力をつけるための指導方法の工夫を各学校で行っており、今後もその充実を図っていききたい。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	148							教育部学校教育課	【多様なニーズに対応する教育の充実】 P32について、「努めます」、「図ります」、「検討します」から「実施します」に早急になることを願う。		要望に応えられるよう努力していききたい。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	36							教育部施設整備課	【学校教育施設のバリアフリー化】 P33の施策の内容に「県に働きかける事」や「県と連携して」を追加。(理由:久留米市立校を対象として述べられているが、障害児の立場から見ると、久留米市にあるすべての学校を考慮すべきではないか。久留米市民である子どもが県立の学校に通っている場合もある。)		まず、学校等の建築物を建築しようとする者は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)及び、県で制定した「福岡県福祉のまちづくり条例」(平成10年)に基づき、利用する者が円滑に利用できるような建物を建築するよう努めなければなりませんので、事業主が県又は市に関わらず、遵守する法律等は変わりません。 次に、学校施設整備に要する経費については、「学校教育法 第5条」により、それぞれ学校を所管する自治体が支出します。しかし、それぞれの自治体によって財政状況、所管する学校数なども違いますし、学校整備には多大な費用を要しますので、一概に統一的な考え方で連携を図ることは難しいと考えます。 以上より、建築する際の考え方は県・市でも変わりませんが、それぞれの財政状況等を考慮しますと、市立学校施設を所管する市教育委員会の立場から「県への働きかけ」や「県との連携」について述べることはできないと考えます。	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	
			分野	施策区分	施策方向	その他					
18	荒木町・60代・女性	149	2 教育・育成	教育 ↓ 学充 校実	③施ア 学設フ 校の 教バ 育リ化		【学校教育施設のバリアフリー化】 久留米市立のみだけでなく久留米市にあるすべての学校を対象に、その管轄機関へ働きかけ、バリアフリー化を進めてほしい。	再掲(意見36)	計画案の修正なし		
26	西町・30代・女性	203				① 生涯学習の推進			【要約筆記について】 ○34ページ(2)現状と課題の上から6行目 「市が主催する学習会や講演会などに手話通訳者・“要約筆記”を配置したり……。」と、『要約筆記』を載せること。 ○施策27「公民館での委嘱学級や自主学級における手話通訳の実施」: 今後は高齢化で老人性難聴が増え、要約筆記の重要性が高まっていく。講演会で要約筆記を付けていることで、自分の聞こえなさに気付くきっかけになるという面もある。	○34ページ(2)現状と課題の上から6行目 現状においても必要に応じ配置しています。ご意見のように「現状と課題」を修正いたします。 ○施策27「公民館での委嘱学級や自主学級における手話通訳の実施」については、実績に基づく補助を行っているのが現状であります。要約筆記の必要性は認識しておりますが、要約筆記に対する公民館への補助率(額)の協議等が必要であり、今後、手話通訳者の配置条件とともに検討していきます。	○P34(2)社会教育の充実 また、市が主催する学習会や講演会などに手話通訳者、要約筆記者を配置したり、… ○施策27について、計画案の修正なし。
4	国分町・60代・女性(団体)	37							【学習活動の支援】 P35 具体的施策28の「聴覚障害者に対応できる学習室の提供」とは具体的にどんなことか。	①学習室内に終了時刻や火災発生をお知らせするフラッシュ表示板を設置しています。 (201・205学習室、209・212研修室) ②難聴者に講演や学習等で講師等の音声を明瞭に伝えるため、赤外線補聴システム(可搬型)を常備しています。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	150							【学習活動の支援】 施策28の「聴覚障害者に対応できる学習室の提供」を具体的に示してほしい。	再掲(意見37)	計画案の修正なし
2	荒木町・年齢不明・男性	19				② 社会教育施設のバリアフリー化	市民部 市民活動 振興室	【校区公民館のバリアフリー化】 校区公民館も満足に使えるところは少ない。生涯学習、地域住民との交流促進のためには、公民館は必要なツールであるので、22頁の施策の体系と34頁に、(校区公民館のバリアフリー化についての)施策を入れるべきだと思う。	校区コミュニティセンター(校区公民館)については、民設民営の施設であり、新築や改修時には「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準をできるだけ満たす方が望ましいことから必要な助言指導を行っています。	計画案の修正なし	
14	上津町・60代・女性	105							【公民館建築費助成】(施策31) 隣保館がある地域は高齢者が他の地域より10ポイントも多い地域である。高齢障害者に配慮した隣保館となるように「公民館・隣保館」とすること。	高齢者に対しては、病気予防を中心に健康教室を開き、また「生活相談」を開催して常時、相談を受け付けております。高齢障害者等、来館できない地域住民の方には、地元老人会の連携・協力のもと訪問し「声かけ運動」を実施しております。施設においては、障害者専用駐車場を備え、玄関はスロープ化、階段は手すりを設置し、障害者専用トイレを備えております。 今後は、関係機関との連携を密にし、更に高齢者対策を充実していきたい。	計画案の修正なし
27	津福町・40代・男性	210							【学校教育について】 小中高大学校に至るまで、バリアフリー化することはいうまでもないことだが、未だ実現していない。通学の手だてや学校生活に必要な介護も計画に盛り込むべきだ。	児童生徒の成長を促すための教育の在り方や健康管理の面等を考慮しながら、現行制度でできる範囲において進めていきたい。	計画案の修正なし
23	諏訪野町・30代・女性	183	3 雇用・就労	① 一般就労への移行支援		【雇用優良事業所マークの設定】(施策36) 障害者雇用の優良事業所の表彰があるが、市独自の優良マークシールを渡し、事業所の入り口などに貼ってもらうことはいかがか。 また、職場実習を受け入れた事業所も表彰したり、評価する事も必要である。	障害者を積極的に雇用している事業所及び障害者の実習受入に協力的な事業所をPRし応援することは必要であると考えており、「広報くるめ」「商工労働ニュース」等で広報、啓発を行っております。 今後は、事業所への影響や効果などを踏まえ、有効な広報、啓発について検討していきます。	計画案の修正なし			
14	上津町・60代・女性	106				【障害者雇用】 p.37以降について、障害者雇用開拓を行政自らが行う熱意が感じられない。障害者に適した委託業務の開拓は全庁をあげて考えること。	現在久留米市においては、印刷業務、白色トレイの選別保管業務を、障害者団体に委託しており、行政としても市の委託事業を障害者の方々に行っていただく重要性を認識しています。今後は雇用開拓という視点から委託可能な業務の検討をいたします。	計画の修正無し			
19	住所・年齢・性別不明	174				【市職員の障害者雇用条件整備】(施策43) ・知的障害者の雇用枠をつくる	障害者計画にあげている「障害者」とは、全ての障害のある方を総称しているものであり、ご意見にある雇用枠については、P39具体的施策43の「障害者雇用条件整備の研究」の中で研究したい。	計画案の修正なし			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分					所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他	関連施策				
25	合川町・50代・女性	198	3 雇用・就労	一般就労の促進	①就労の支援 一般へ移行		施策43	総務部 人事厚生課	【市職員への障害者雇用条件整備の研究】(施策43) 知的障害者の雇用枠を考えていただきたい。	再掲(意見174)	計画案の修正なし
23	諏訪野町・30代・女性	180						健康福祉部 障害者福祉課・ 商工労働部 労働政策課	【障害者就労事例の紹介】 就労支援をする中で、本人・家族・環境が障害がある人が就労できるというイメージを持っていない現状がある。 幼児期からの相談の中で、企業等で働いている障害者本人やその家族、雇用者の声などを紹介してみてもどうか。(パンフレットやDVDで)相談事業のなかで、必ず資料を説明して見てもらい渡す。	各種相談機関と連携し、今後検討します。	計画案の修正なし
17	御井町・40代・男性	134			②就労の確保 福祉的場の充実			健康福祉部 障害者福祉課	【作業所への技術指導・支援】 作業所で、(購入者が買いたいと思える)商品の製造ができるような技術指導するジョブコーチをつけて頂いたり、民間の技術・アイデアの提供の協力があるとうれしい。	作業所連絡会等とも協力し、対応について研究開発の上、施策としての支援策を検討します。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	151						健康福祉部 障害者福祉課・ 商工労働部 労働政策課	【雇用・就労について】 P37～43について、就労のための知識・ノウハウを習得するための施策を着実に実施すること。 ・受け入れ事業所への徹底した啓発と支援がされること。 ・行政が関連機関と連携を強化すること。 ・相談体制の充実(P42番号50)が謳われていることは就労支援を実効あるものとするが、相談者の相談に対しては、まず相談者の場に立ち相談を受けてほしい。	障害者雇用の促進を図るために、関係機関との連携を強化し、事業所への啓発・支援を推進するとともに、各種施策に取り組んでいきます。 また、相談窓口については、相談体制の充実を図るとともに、相談者の立場での対応に努めます。	計画案の修正なし
23	諏訪野町・30代・女性	185						健康福祉部 障害者福祉課	【働く障害者の交流会の支援】 働く障害者の生活をもっと充実するように、交流会をサポートできるという。	働き続けるためには、息抜きの場として交流の場が必要ということだろうと思いますが、交流会の対象とサポート内容が分かりにくいものがあります。行政が実施するサポートとして適切であれば検討する必要があると考えます。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	154	4 日中活動	日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備			健康福祉部 障害者福祉課	【機能訓練の場の整備】 日常的に機能強化を必要とする障害者に対して専門的訓練が常時受けられる基盤整備を進めてほしい。	障害者自立支援法では、機能訓練事業において、地域生活を営む上で必要な身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練を行うとしています。これについては、障害福祉計画の中で数値目標を定めており、事業の実施に努めたいと考えております。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	38						健康福祉部 障害者福祉課	【機能訓練の場の整備】 P45 9行目 日常的に機能訓練を必要とする障害者に対して、専門的な訓練が常時受けられるような方策の推進に努めてほしい。とくに、働く母子家庭など送迎がないと実質受けられないので配慮が必要である。	再掲(意見154) 送迎については、実情などを考慮し、必要性を含めて検討したいと考えます。	計画案の修正なし
2	荒木町・年齢不明・男性	21			②地域活動センターなどの整備		施策56-58	健康福祉部 障害者福祉課	【地域活動支援センターなどの整備】 地域活動支援センター(I型)が市内に3ヶ所では少ない。合併で地域も広くなり移動時間もかかるので、東西に後一ヶ所ずつ、合計五ヶ所必要ではないか。	障害者自立支援法により、精神障害者地域生活支援センターの移行先とされた地域活動支援センターI型は、その事業の目的を勘案し、かつ地域バランスに配慮し平成23年度整備数3箇所を数値目標としたものです。	計画案の修正なし
5	宮の陣・40代・女性	54	5 社会活動	文化活動の促進	①スポーツの促進		施策62-63	文化観光部 体育スポーツ課	【知的障害者等のスポーツ参加支援】 施策62・63について、身体障害者以外の知的障害者等のスポーツ参加を支援してほしい。	療育手帳の交付を受けられている方が、体育館等を個人使用される場合は、使用料を減免する。	計画案の修正なし
9	日吉町・50代・女性	63					施策62	健康福祉部 障害者福祉課	【知的障害者のスポーツ参加支援】 パラリンピックは、主に身体障がい者が中心になっており、知的障がい者(児)のスポーツ参加をバックアップしてほしい。	パラリンピックは、障害者のスポーツ利用を広めるため障害者を主体とする実行委員会により運営しております。知的障害者(児)の参加についても、このパラリンピックの競技種目・内容を工夫することにより対応できるものと考えます。	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
12	日吉町・40代・女性	89	5 社会活動	活動の促進 スポーツ・文化	①活動の促進		健康福祉部障害者福祉課	【知的障害者等のスポーツ参加支援】(施策62、63) 身体障害者以外の知的障害者等がスポーツに参加できる支援を望む。	障害者のスポーツ利用を広めるため、障害者を主体とする実行委員会の運営によりパラリンピックを開催しています。知的障害者(児)の参加についても、このパラリンピックの競技種目・内容を工夫することにより対応できるものと考えます。また、指導者の育成、障害者自身によるスポーツ大会の開催を支援することで、障害者が広くスポーツで参加できる土壌ができるのではないかと考えます。	計画案の修正なし
9	日吉町・50代・女性	64			健康福祉部障害者福祉課	【文化活動を通じた障害者理解の促進】 文化活動での障がい者(児)に限られた発表の場をめざすのではなく、健常者(児)との交流、コラボできる発表の場を設け、広く、理解を深めるバックアップがほしい。	計画では、「障害者を対象とした文化・レクリエーション活動などの場・機会の提供に努めます。」としていますが、これは必ずしも障害者に限られた発表の場と限定しているものではありません。障害がない方との交流などについても、目指すべき方向ではないかと考えます。	計画案の修正なし		
17	御井町・40代・男性	136			健康福祉部障害者福祉課	【グループホームと地域との交流促進】 グループホームだけ孤立してしまわないように、病院・保育園・学校・老人ホーム等と定期的に交流できるようにして頂けるとうれしい。	グループホームは地域の中で家庭的な生活を送るための家であり、地域に根ざしたものであることが基本であります。そのためにも、地域の中での交流は重要であり、ホームの管理者等に要請していきます。	計画案の修正なし		
2	荒木町・年齢不明・男性	22			健康福祉部障害者福祉課	②国内外的交流の促進	健康福祉部障害者福祉課	【国内外での交流の促進】 海外での研修の機会を設ける。介助を必要とする重度の障害者が海外に行こうとする時、お金がない上に2~3倍の旅費を負担するのは不可能である。北欧やアメリカの障害者が誇りを持って生きている事実を目の当たりに出来る様、機会を作ってほしいと願う。	現在の海外交流事業は、青少年の交流を主眼として行っており、障害者間の交流を目的とした海外交流事業については、今後の検討課題と考えております。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	107			健康福祉部総務	健康福祉部障害者福祉課	【久留米市地域福祉計画の基本方針】 p.50上から7行目「久留米市地域福祉計画」の考え方」を具体的に示すこと。	地域福祉計画は、地域における要支援者(何らかの支援が必要な人)の生活課題を解決する仕組みづくりについて、その方向性や考え方について定めた計画です。 地域における要支援者については、生活様式の多様な背景により、必要な支援の内容が要支援者ごとに多様化、複雑化してきており、すべての要支援者の生活課題を、行政サービスのみで解決することは難しい状況にあります。このような中で、地域で要支援者が安心して日常生活を送るためには、公的サービスだけでなく地域における様々な支援も必要不可欠であり、今後は、それらの適切な連携を図ることにより、要支援者の日常生活が心豊かに安心して送れるものになると考えておまして、地域福祉計画では、地域の役割や公民協働による取組みの方向性について、行政の取組みと合わせて記載しているものです。 ご指摘の地域福祉計画の考え方の具体的な内容については、本計画には全てを盛り込めるものではなく、詳細については地域福祉計画を確認いただきたいと思います。地域福祉計画がどのようなことを定めた計画なのかを記載する必要はあると考え修正案のとおり修正します。	P50 (2)地域社会活動や国内外交流の促進 7行目「…今後、地域における要支援者(何らかの支援が必要な人)の生活課題を解決する仕組みづくりについて、その方向性や考え方について定めた「久留米市地域福祉計画」も踏まえ、これらの課題解決に取組み…」に修正する。	
18	荒木町・60代・女性	153				健康福祉部障害者福祉課	【障害者の社会参加に対する理解促進】 P48~52に関する要望として、障害者の社会参加・参画を推進するためには、市民への啓発を徹底すること。	市民への啓発については、重要な課題と認識しており、この計画でも重点施策と位置付け理解促進に努めるとしてあります。	計画案の修正なし	
2	荒木町・年齢不明・男性	24	6 生活支援	①住まいの確保		健康福祉部障害者福祉課	【住まいの確保】 重度身障者のケアホームを。市営住宅のグループホーム対応は、ぜひ早期に実現してほしいが、グループホームは知的、精神、認知症高齢者に限られ、重度の身障者には当てはまらない。重度身体障害者は、夜間の介助体制に不安を感じながら生活している。地域で生活したいと願いながら施設から出る勇気がない障害者も、受け入れ体制の中でも夜間の介助がないことの不安が大きいと思う。	生活介助等が必要な身体障害者の自宅以外の地域生活の場として、福祉ホームがあります。この福祉ホームの基盤整備を進めることは計画にも載せており、地域の実情等を見ながら整備に努めていきたい。	計画案の修正なし	

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	
			分野	施策区分	施策方向	その他					
3	太郎原町・50代・男性	25	6 生活支援	① 住まいの確保と居住支援の充実	① 住まいの確保	健康福祉部障害者福祉課	【居住系サービスの整備促進】 福祉ホーム整備に関する文言が見当たらない。施策77を次の文言のように改められたほうが良い。 「グループホーム・ケアホーム、福祉ホームなどの計画的な整備を図ります」	福祉ホームは、障害者の自宅以外の地域生活の場として重要なものであり、必要性も認識しております。ご指摘のとおり、P54施策の方向5行目の記述だけではなく、具体的施策77の内容を修正したい。	P54 具体的施策77の内容 グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどの計画的な整備を図ります。 【数値目標】平成18年度:0人→平成23年度10人		
17	御井町・40代・男性	133				健康福祉部障害者福祉課	【グループホームの整備】 グループホームが維持していけるよう、建設の費用等を援助して頂けるとありがたい。また、会社又は作業所でもらえる賃金+障害者年金だけで生活できるように配慮して頂けるとうれしい。	障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームは重要なものであり、計画でも基盤整備を進めるとしております。しかし、グループホームの運営面は障害福祉サービスの対象となりますが、建設費用などについての助成等はありません。この建設時の支援については、検討課題であると考えています。 また、経済的な配慮については、障害者自立支援法での利用負担でも一定の軽減措置がなされており、賃金・障害者年金で生活できるような配慮はなされていると考えています。	計画案の修正なし		
3	太郎原町・50代・男性	26				都市建設部住宅課	【市営住宅のグループホーム等対応】 施策78を次の文言のように改められた方が良い。 「新規建設時に一部をグループホーム、福祉ホームとして利用できるよう、確保に努めます。また、障害者向けの優良賃貸住宅の確保に努めます」	福祉ホームや障害者向け優良賃貸住宅については、実現性や制度の創設なども含めて、今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えております。	計画案の修正なし		
3	太郎原町・50代・男性	27				都市建設部住宅課	【複合型市営住宅の建設】 久留米市が福祉のまちづくりを政策スローガンとして掲げているのであれば、思い切った大胆な施策も必要と考える。六ツ門地区に福祉ホームやグループホーム等を併設した複合型の市営住宅を建設してはどうか。「新久留米市中心市街地活性化基本計画案」や「久留米市営住宅ストック総合活用計画見直し案」が目指しているように、地域の活性化にも繋がるし、将来のストック資産としての価値もあると考える。	今後の市営住宅政策において、他分野との連携を図りながら整備を進めていくことは重要なことであると考えます。ご指摘の件については今後の検討課題として捉え、実現性やそれに伴う効果などの研究を行い、取り組んでいきたいと考えております。	計画案の修正なし		
14	上津町・60代・女性	108				都市建設部住宅課	【市営住宅での障害者受け入れ状況】 p.58 市営住宅における障害者受け入れ状況にふれること。	車椅子向け住宅13戸 身障者向け住宅4戸	計画案の修正なし		
22	東櫛原町・年齢不明・女性	179				健康福祉部障害者福祉課	【生活体験の場の確保】 親が元気なうちから、親から離れて暮らす体験を重ねておけば、いざというとき、本人たちが自己決定しやすい。 現在、ショートステイで親と離れて生活する体験はできるが、世話人つきアパートで体験を積む、世話人なしのアパートで1年ぐらい体験を積むなどステップを経て経験できるしくみがあればと思う。 障害者計画第4章に①「住まいの確保」とあるが、体験をするための住居の確保なども考えていただきたい。	体験するための住宅の確保としては、グループホームがその機能を持っております。世話人がいる住居であるグループホームで一定期間の体験を積み、次のステップで民間のアパートに入居することもできると考えます。このグループホームについては、計画でも基盤整備を進めるとしてあります。	計画案の修正なし		
4	国分町・60代・女性(団体)	50				健康福祉部障害者福祉課	① 介 日常 サ 生活 ビス の 支 援 の 充 実 や	健康福祉部障害者福祉課	【ガイドヘルパーの養成】 盲・聾のガイドヘルパー人材養成をしてほしい。	外出支援が必要な障害者にとっては、ガイドヘルプが重要な役割を果たしています。ご意見にあります盲聾者へのガイドヘルプについては、現在県の事業として実施している制度をご利用いただいておりますが、今後利用の状況等を考慮しながら、ヘルパーの養成について検討していきたい。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	169				健康福祉部障害者福祉課		健康福祉部障害者福祉課	【ガイドヘルパーの養成】 盲・聾のガイドヘルパー人材養成を要望。	再掲(意見50)	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
5	宮の陣・40代・女性	55	6 生活 支援	(2) 在宅 福祉 サ ビス な ど の 充 実	① 日 常 生 活 の 支 援 や 介 助		健康福祉部障害者福祉課	【入院時の付き添いへの支援】 障害者本人の入院時のつきそいの時、公的支援をお願いしたい。	障害者の外出支援としてのガイドヘルプの利用は、社会生活上外出が必要不可欠な場合、余暇活動等社会活動のための外出をする場合と限られています。このため、入院時の付添いへのガイドヘルプ利用は考えられないところで、入院ということは本来、医療の看護体制の課題であると考えます。	計画案の修正なし
9	日吉町・50代・女性	65					健康福祉部障害者福祉課	【入院時の付き添いへの支援】 障害者(児)障害者が入院した場合、付き添いを病院側より求められる。付き添いにガイドヘルパー(外出支援)などの地域生活支援事業や障害福祉サービスを利用できるよう検討してほしい。	再掲(意見55)	計画案の修正なし
12	日吉町・40代・女性	91					健康福祉部障害者福祉課	【入院中のガイドヘルプ利用】 障害者本人が入院中にガイドヘルプが使えるようにしてほしい。	再掲(意見55)	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	199				施策82	健康福祉部障害者福祉課	【訪問系サービスの充実】(施82) 障害児本人が入院した場合の付き添いの支援を考えていただきたい。	再掲(意見55)	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	39				健康福祉部障害者福祉課	【在宅福祉サービス・レスパイトケアについて】 P56(2)基本方針について、①レスパイトケアに「注」がほしい。②3つ目に挿入「○地域移行をすすめるために、在宅福祉サービスの充実を努めます。」	・「レスパイトケア」について、資料編の用語解説集で対応いたします。 ・この計画全体が地域生活移行を指向しておりますが、在宅福祉サービスは移行を進める上でも重要な位置を占めておりますので、ご指摘のとおり修正したい。	・「レスパイトケア」用語解説集に掲載します。 ・P56 基本方針 5行目に「地域移行をすすめるために、在宅福祉サービスの充実に努めます。」を挿入します。	
18	荒木町・60代・女性	155				健康福祉部障害者福祉課	【レスパイトケアについて】 P56の「レスパイトケア」の説明が要る。	「レスパイトケア」について、資料編の用語解説集で対応いたします。	「レスパイトケア」用語解説集に掲載します。	
18	荒木町・60代・女性	156				健康福祉部障害者福祉課	【在宅福祉サービスについて】 施設や病院から地域移行を進めるためには、充実した在宅福祉サービスが要る。積極的な取り組みを望む。	在宅福祉サービスは、この計画の大きな柱であると考えます。特に、P56からの在宅福祉サービスの充実の中でも、数値目標を立て充実に努めるとしております。	計画案の修正なし	
14	上津町・60代・女性	109				施策88	健康福祉部障害者福祉課	【福祉タクシーの充実】 現在、車イス対応の福祉タクシー会社が3社である。施策を追加してその数を増やすこと。	車イス対応の福祉タクシーは、これまで8社に購入時の助成(12台)を実施しており、障害者の社会参加・外出を支援しています。また、車イスでも利用できる路線バスやボランティアによる移送サービスなどもあり、今後とも外出支援施策を充実させていきます。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	40				健康福祉部障害者福祉課	【公共交通機関の割引制度】 久留米市では西鉄電車・バスともに割引があり外出がしやすい。しかしJRは100km以上でしか割引がない。早急に割引制度導入など求めて行くべきである。	JRIに対して、機会をとらえて要望していきたい。	計画案の修正なし	
18	荒木町・60代・女性	157				健康福祉部障害者福祉課	【公共交通機関の割引制度】 JRは100km以上しか割引がない。障害者が外出しやすいようにJRに理解と協力を求めてほしい。	再掲(意見40)	計画案の修正なし	
4	国分町・60代・女性(団体)	41		健康福祉部障害者福祉課	【公共交通機関等との連携】 P59 ②「公共交通機関などとの連携」の施策の方向として挿入「■公共交通機関の利用が困難な状況の中では、福祉移送サービスの充実を図ることが必要です。」	福祉移送サービスは公共交通機関を補完する移動手段として検討すべき課題であると認識しております。このため、ご意見の主旨を生かし修正します。	p59施策の方向②「公共交通機関などとの連携」に追加 ■福祉移送サービスの充実など、障害者の外出・移動支援を促進します。			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分					所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	
			分野	施策区分	施策方向	その他	関連施策					
18	荒木町・60代・女性	158	6 生活支援	3 支援の充実 外出	② 機との連携 公共交通			健康福祉部障害者福祉課	【公共交通機関等との連携】 P59 ②「公共交通機関などとの連携」の施策の方向に追加として「福祉移送サービスの充実を図ります。」 (理由：障害者にとって公共交通機関の利用は困難である。)	再掲(意見41)	意見41の修正に同じ	
14	上津町・60代・女性	110			① 事業の推進 相談支援		施策94	健康福祉部障害者福祉課	【自立支援協議会への女性の参画】 「地域自立支援協議会」には女性が半数、参画すること。	地域自立支援協議会は、相談、教育、事業所など地域の障害者に関わる関係機関で構成されます。委員については、各機関等からの選出を予定しておりますが、女性の参画に関して機関等への依頼の際に考慮いたします。	計画案の修正なし	
28	住所不明・年齢不明・女性	211			② 多様な相談窓口 の充実		施策95・96	健康福祉部障害者福祉課	【障害者相談員の配置】(施策95・96) 市民センター等へ身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置については記載されているが、精神障害者に関する相談員については触れられていない。地域に暮らす精神障害者にとって、身近な市民センターでも相談できる体制が必要ではないか。精神障害者に関する相談員の配置が難しいならば、相談員の研修等で精神障害者についての知識を学び理解を深める取り組みが必要である。	久留米市では、現在精神保健福祉相談員を任命しておりません。市民センター等の身近な場所での精神障害者への相談対応をとのご意見ですが、今後相談支援事業を実施する中で対応について検討したい。	計画案の修正なし	
4	国分町・60代・女性(団体)	43			① 権利擁護の推進				健康福祉部障害者福祉課	【権利擁護の推進】 P62 ①「権利擁護の推進」施策100に挿入。施策名「福祉サービスに関する苦情解決制度の推進」内容「福祉サービス利用の際、利用者の権利が守られるよう、運営適正化委員会の活用などで苦情解決を図る。とくに入所施設については人権侵害が発生しやすいことから、第三者によるチェックなど、権利擁護の取り組みを進める。」	障害者自立支援法の省令では、提供されるサービスに関する利用者及びその家族からの苦情については、事業者において苦情を受け取る窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない、とされているところです。ご意見では、利用者等の権利を守るためにも、第三者機関によるチェック等が必要とのことで、主旨を踏まえて修正します。	P63 (5)生活安定施策の充実 施策の方向①権利擁護の推進の具体的な施策として99の後に100として以下を追加。 施策名「障害福祉サービスに関する苦情解決制度の推進」 施策の内容「障害福祉サービス利用の際、利用者の権利が守られ、苦情解決を図りことができるような第三者によるチェックなど、権利擁護の取組みを検討する。」
18	荒木町・60代・女性	160							健康福祉部障害者福祉課	【権利擁護の推進】 P62 ①「権利擁護の推進」施策100に挿入。施策名「福祉サービスに関する苦情解決制度の推進」内容「福祉サービス利用の際、利用者の権利が守られるよう、運営適正化委員会の活用などで苦情解決を図る。とくに入所施設については人権侵害が発生しやすいことから、第三者によるチェックなど、権利擁護の取り組みを進める。」	再掲(意見43)	意見43の修正に同じ
4	国分町・60代・女性(団体)	44							健康福祉部障害者福祉課	【権利擁護の推進】 施策101に挿入。施策名「当事者活動への支援」内容「障害者の権利擁護を進める上で、障害者自身が、権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し、自ら主張していく力をつけることが重要である。ピアカウンセリングなどの当事者活動支援に努める。」	障害者の権利擁護に取り組んでいる当事者活動にはさまざまな活動があります。例えば障害者がつくる当事者団体、障害者やその家族が設置運営する障害者の活動の場、ピアカウンセリングもその一つです。市では、こうした当事者活動に財政的な支援や事業の委託などを行っており、今後とも障害者の福祉や権利擁護に取り組む当事者活動の支援に努めます	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	161	健康福祉部障害者福祉課	【権利擁護の推進】 P63に施策追加。施策名「当事者活動への支援」内容「障害者の権利擁護を進める上で、障害者自身が権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し、自ら主張していく力をつけることが重要である。ピアカウンセリングなどの当事者活動支援に努める。」					再掲(意見44)	計画案の修正なし		

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分					意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他	関連施策			
19	住所・年齢・性別不明	175	6 生活支援	(5) 生活安定施策の充実	① 権利擁護の推進		健康福祉部障害福祉課	【権利擁護の推進】(施策98・99) 成年後見人制度の周知 ・周知のみに終わっても、その後はどうするのか？何か対策をお願いしたい。	成年後見制度が必要な人は多いと考えています。しかし、実際に制度を利用する人は少なく、理解がまだ十分進んでいないからだと判断しています。そのため制度の周知にまず取り組んでいます。また、経済的な理由で利用できない場合も財政的な支援をすることで利用しやすい制度運営を行っています。こうした事で利用の促進を行っていきます。	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	200					健康福祉部障害福祉課	【権利擁護の推進】(施策98・99) もっと具体的な方策を検討していただきたい。	権利擁護については制度の普及、利用の促進、そのための支援事業を行います。その後、具体的な取組みとして何が 필요한のか、どんな取組みが効果的かなどを検討しながら、権利擁護事業の推進に努めます。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	42					健康福祉部障害福祉課	【生活安定施策の充実】 P62(5)「生活安定施策の充実」施策の方向①「権利擁護の推進」の2つ目に挿入「■就労による所得保障が進まない中、自立支援法の応益負担により障害者の生活が不安定になった現状と課題を指摘し、負担金の軽減に努める。」	障害者自立支援法施行に伴い応益負担の考えが導入され、利用に伴う自己負担が大きな課題となりました。こうした課題に対して、久留米市は、市として実施する事業分野の軽減対策を行い、国も、特別対策事業で1200億円を投入するなど、負担軽減を行う予定です。こうした対策の実効性を確認した上で、市としての対応を検討していきます。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	159					健康福祉部障害福祉課	【生活安定施策の充実】 P62(5)「生活安定施策の充実」の基本方針2つ目の○を「国・県と連携して障害者の生活安定のため自立支援法の応益負担金の軽減等の支援に努めます。」と挿入変更。 (理由：就労による所得保障が進まない中、自立支援法の応益負担によりさらに障害者の生活が不安定になっている現状からその課題に取り組む必要があると考える。)	再掲(意見42)	計画案の修正なし
23	諏訪野町・30代・女性	186					健康福祉部障害福祉課	【障害者が結婚する事ができる環境づくり】 結婚する事ができる環境づくりとして、保健師、弁護士、相談機関などがチームを組んで環境整備をする必要がある(障害者の性教育、住居の確保)。	障害のある人も地域の中で家庭を築き家族と生活する。そんな社会がめざす久留米です。しかし、現実には障害のある人が地域で生活するための課題解決が前提であると考えます。特に、結婚だけに視点を置いた施策は非常に困難ではないかと思えます。当事者が地域の中で生活できるようサポートしていく中で、当事者や関係者の理解が進み、当事者の意思による結婚となるよう個々に対応すべきだと考えます。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	111	7 保健・医療	(4) 保健サービスの充実	① 保健事業の充実	施策105	健康福祉部健康医療課	【保健センターの整備】 (p.65施策105について)「保健センター」ではなく「保健福祉センター」的機能を果たせるような施策とすること。	保健師の配置や保健センターの設置については、保健所を核とした総合的な保健行政の中で、新たな体制を構築していく。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	162					健康福祉部健康医療課	【保健事業の充実】 ・P65「具体的施策」のなかに、障害者が利用しやすい環境づくりとあるが、重要なことであり積極的に進めてほしい。 ・障害者の審査の際は特別の施策(配慮)がとられなければならない。また、受診時には体力も要るので、障害が重いと普通のやり方では受診できないのではないか。障害者の受診実態を通して受診しやすくするために障害別配慮が要る。	健康教育では、聴覚障害者への手話通訳の対応などを行っている。健診については、各医療機関で受診する個別方式が中心であり、各医療機関では、障害者への対応は行われているが、対応の充実について働きかけて行きたい。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	45					健康福祉部健康医療課	【保健事業の充実】 P65 ①保健事業の充実に挿入「■障害者の基本健康診査等の各種保健事業の受診状況調査をして、受診のための障害別配慮事項などを研究・啓発します。」(理由：一般市民は毎年巡回検診や病院での検診を受ける機会があるが、障害者はどれくらい受けているのか実態が把握されていないのではないか。特別の施策(配慮)がとられなければならない。)	再掲(意見162) 障害者の受診状況の把握は困難であると考えます。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	112					健康福祉部健康医療課・商工労働部労働課	② 心の健康づくりの推進	【自殺予防対策】 p.66の自殺予防については、働き方の問題が指摘されている。施策に追加し「労政課」が所管すること。	自殺予防対策については、自殺対策基本法等を踏まえて関係団体等と連携し、今後具体的な施策を検討していきます。

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映		
			分野	施策区分	施策方向	その他						
7	荒木町・60代・女性	59	7 保健・医療	1-2 充実の医療			健康福祉部健康課	【障害者医療費支給申請書の簡素化】 障害者医療費支給申請書を簡素化してほしい。(児童相談所で金額は決まっていますので年に1回にしてほしい。申請が遅れると支給も遅れる)。	障害者医療費支給申請書は、支給手続きに必要な事項について記載をお願いしていますので、ご協力をお願いしていきたい。支払手続き処理の関係で、申請書は月毎、医療機関毎に提出していただくことが必要ですが、1年間分等まとめて申請していただくことはできません。申請の際等にこれら申請の方法などについても周知を図っていきます。	計画案の修正なし		
2	荒木町・年齢不明・男性	23	8 啓発・広報情報・コミュニケーション	1-2 マライゼーションの意識啓発	① 障害者理解のための啓発・広報活動の推進		健康福祉部障害福祉課	【障害者理解のための条例の制定】(p53「住まいの確保と居住支援の充実」に対する意見) ・条例作りが必要。昨年の秋に千葉県が『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』を成立させた。久留米市としても、ぜひこのような条例を作ってほしい。	多くの市民が条例策定の必要性を感じ、策定の機運が盛り上がるのが大切と考えます。そのため、障害者理解の啓発を図ることを、事業実施の中で考えていきます。	計画案の修正なし		
4	国分町・60代・女性(団体)	30					健康福祉部障害福祉課	【「福祉の日」の設定】(p15(6)「生活環境について」に対する意見) 「福祉の日」など設定して、行政・障害者団体・市民と一緒に外に出るはどうか。一緒に歩いてみれば何が 필요한のか、どうしたら障害者に優しいまちといえるのか把握できるのではないかと考える。	毎年12月3日から9日まで、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間」が定められています。この期間を中心に、久留米市では様々な意識啓発に係る事業を展開しているため、その事業の実施の中で、検討していきます。	計画案の修正なし		
18	荒木町・60代・女性	138					健康福祉部障害福祉課	【「福祉の日」の設定】(p15(6)「生活環境について」に対する意見) 「福祉の日」などを設定する。(理由：障害者、市民、市とともに歩み、実態を知り障害者に優しいまちづくりに対しての理解を深め、協働で策を講じることができる。)	再掲(意見30)	計画案の修正なし		
18	荒木町・60代・女性	152					健康福祉部障害福祉課	【精神障害者に対する理解促進】 P44～47「日中活動」に関する要望として、精神障害者の地域での生活、日中活動が送れるようにするためには、事業所をはじめ地域への啓発が重要である。ことにノーマライゼーションの推進、心のバリアフリー化を着実に進めてほしい。	心のバリアフリーは、障害者を取り巻くバリアの中でも大きな問題であり、解消のための啓発を、事業を通じて実施したい。	計画案の修正なし		
18	荒木町・60代・女性	163					健康福祉部障害福祉課	【障害者問題に関する広報啓発の充実】(施策109) 施策109について、「障害者に対する市民の」を、「障害、障害者、障害者に関する法・制度等を障害者自身にも市民(周囲の人)にも」に挿入変更。(理由：市民への理解を深める施策が講じられているが、障害者に関する法・制度等について、障害者自身にも市民にも認識不足の状況がある。情報格差が生じないように工夫して周知させることを望む。	啓発事業の実施の中で、対応していきます。	計画案の修正なし		
14	上津町・60代・女性	113					健康福祉部障害福祉課	② 教育福祉の充実	教育部学校教育課	【久留米ろう学校での交流事業】 p.71「久留米ろう学校」の交流にもふれること。	久留米聾学校も含めている。	計画案の修正なし
25	合川町・50代・女性	201					教育部学校教育課	教育部学校教育課	【児童生徒の交流促進】(施策144) もっと早期に実現できないか。	19年度からの実施に向けて努力していきます。	計画案の修正なし	
12	日吉町・40代・女性	90	2 ボランティアなどの育成・活動促進	① ボランティアなどの育成・活動促進		教育部学校教育課	【ボランティアなどの育成・活動促進】 ボランティアに関心はあっても、参加することができない人や全く無償で奉仕活動をする人は少ないように思う。子どもの頃から学校教育等で、ボランティアの精神をしっかりと植えつけ、中学・高校・大学では、ボランティア活動をするのを授業の一環とし、単位をとらせるなどして、ボランティアをする機会を与えることが必要と思われる。	高校を中心にボランティア活動を単位として認定することが徐々に広まっており、ボランティア活動を授業の中に取り入れていくことは、今後重要なことと考えています。	計画案の修正なし			
28	住所不明・年齢不明・女性	212				市民部市民活動振興室	【ボランティアへの支援】 障害者の地域生活支援は本人だけでなく、本人を支える仲間や家族、ボランティアなどへの支援も必要である。今回の計画は本人をサポートする人たちへの支援という視点が不足しているように思う。公的な機関や専門職よりもインフォーマルな関わりを持つ人の方が、障害者の日常を支えていると言える。例えば、相談支援事業の中に家族相談(家族支援)を組み込んだり、障害者の生活を支える人たちへのサポートという項目を作るなど、工夫できないものか。	当市ではボランティアやNPOの方々が行う社会公益活動を支援することを目的として、活動環境の整備を目的として市民活動サポートセンターを設置しております。この施設は活動に必要なチラシ等作成の為に作業機器、会議のための貸し室を完備しております。また、ボランティアを必要としている方、ボランティアをしたい方の情報や活動をしていく上での助成金など情報発信や各種相談業務も実施しております。今後とも当施設の周知を図り、さらに多くの市民の方々が各種活動に参加いただくよう努めていきます。	計画案の修正なし			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
26	西町・30代・女性	204	8 啓発・広報 情報・コミュニケーション		① 情報バリアフリーの推進		健康福祉部障害福祉課	【聴覚言語障害者という表現について】(施策126) 「聴覚言語障害者」という表現は、耳も聞こえずに言葉も話せないろう者のみを指す。「要約筆記」を必要としているのは、ろう者ではなく難聴者・中途失聴者である。ろう者・難聴者・中途失聴者という全体を表す『聴覚障害者』に書き換えること。	指摘のとおり修正したい。	施策126 聴覚言語障害者→聴覚障害者
26	西町・30代・女性	207					健康福祉部障害福祉課	【要約筆記について】 手話と要約筆記は、セットで考えるのではなく、対象者が異なるのだから、きちんと明記して欲しい。 手話がわからないのに、手話通訳を押し付けられる難聴者・中途失聴者のことも考えて欲しいと思います。 私自身、講演会などのチラシに「要約筆記」という言葉が無い今の段階では、「要約筆記」を知る市民も少なくあたりまえではないか。(講演会などのチラシには)手話通訳と同様に「要約筆記」も載せてほしい。	要約筆記について、必要時には手話通訳とは別途に標記する対応を進めたい。	計画案の修正なし
8	野中町・40代・男性	60					健康福祉部障害福祉課	【要約筆記の派遣】 難聴者の集まりに要約筆記者を団体に派遣してほしい。	コミュニケーション支援は、重要な自立への支援ですが、全てのニーズを公的事業に支援することは難しいため、派遣制度としてではなく、障害者団体の活動支援という視点で検討を行いたいと考えます。	計画案の修正なし
26	西町・30代・女性	208					健康福祉部障害福祉課	【難聴者・中途失聴者団体への要約筆記派遣】 難聴者・中途失聴者協会への要約筆記者の派遣を認めてほしい。難聴者・中途失聴者協会の会議は、筆談なるが、人数が増えるほど、時間がかかる。現在、久留米支部の会員が増えつつあり、要約筆記者の存在が重要になってきているので、ぜひ、検討願いたい。	再掲(意見60)	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	115					健康福祉部障害福祉課	【庁舎での一時預かりの実施】 P79 市庁舎等の公共施設の整備・改善については、来庁者のための「一時預かり」を設け、障害児を持つ市民も気軽に来庁できるようにすること。	庁舎での一時預かりについては、障害者の特性、利用頻度、スペース等施設上の課題が多くあり、実現には困難が伴います。現状では、障害福祉サービスである日中一時支援事業等を活用いただくことで対応したい。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	31	9 生活環境	( ) ↓ 障害者にやさしいまちづくりの推進	② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進		健康福祉部障害福祉課	【障害者による施設・バリアフリーマップの作成】(p15(6))「生活環境について」に対する意見 障害者団体に実際にまちの実態を把握してもらい、施設マップやバリアフリーマップを作ってほしい。	施設・バリアフリーマップは、障害者の外出について、必要なものであると認識しております。については、ご意見の主旨を生かし修正します。	P59施策91の次に以下を挿入 施策名「外出支援情報の整備」 内容「障害者が外出時に必要なバリアフリー情報等を整備提供します」 数値目標 20年度整備
18	荒木町・60代・女性	137					健康福祉部障害福祉課	【障害者による施設・バリアフリーマップの作成】(p15(6))「生活環境について」に対する意見 施設マップの作成を要望。スロープ、文字板、音声、トイレなどのバリアフリー化を具体的に表示する。 (理由:より外出を可能にするため)	再掲(意見31)	意見31の修正と同じ
18	荒木町・60代・女性	165					都市建設部道路課	【歩道、自転車対策】 P80において、歩道と自転車についての対策を考えてほしい。ルールがあれば、周知徹底してほしい。(理由 点字歩道があっても危ない状況がある。)	現在、歩道等の放置自転車については、条例に基づき、定期的に撤去するとともに自転車利用のモラル・マナーアップを機会あるごとに呼びかけております。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	166					健康福祉部障害福祉課	【ノンステップバスの導入】(施策144) 施策144に「ノンステップバス」の導入を追加。(理由:車椅子利用を可能にするため。)	久留米市では、車椅子での利用が可能なスロープ付き低床バスが、すでに幾つかの路線で導入されており、引き続き導入の促進を要請するものです。	計画案の修正なし

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	
			分野	施策区分	施策方向	その他					
4	国分町・60代・女性(団体)	47	9 生活環境	-	③ 住 ま い の バ リ ア フ リ ー の 推 進 ア	-	都市建設部住宅課	【住まいのバリアフリーの推進】 P81 ③住まいのバリアフリーの推進の施策145の内容5行目「～すすめます。」の後に、「また、新築については、バリアフリーユニバーサルデザインの住宅を基本とします。」を追加挿入。	今後も身障者等へ配慮した住宅の確保に努めていきたいと考えております。	145事業の文面に以下を挿入 「新築については、バリアフリーやユニバーサルデザインの住宅の確保に努めます。」 目標数値年間20戸を40戸に変更	
18	荒木町・60代・女性	167					施策145	都市建設部住宅課	【住まいのバリアフリーの推進】(施策145) 施策145の内容に「新築については、バリアフリーやユニバーサルデザインの住宅を基本とします。」を追加。	再掲(意見47)	意見47の修正に同じ
4	国分町・60代・女性(団体)	46					都市建設部建築指導課	【福祉のまちづくり条例の制定】 P78(1)基本方針の2つ目に挿入「〇市独自の整備基準を示した実効性ある『福祉のまちづくり条例』を制定します。」(理由:「久留米市人に優しいまちづくり整備基本計画」だけでなく、その計画の拠って立つ条例を定め、そのなかに環境整備のためはもとより、福祉全般にわたる福祉オンブズ(第三者機関)を設けることが実効性を担保することだと考える。)	「福岡県福祉のまちづくり条例」を法的根拠として、バリアフリー化を推進していきたいと考えております。	計画案への修正なし	
18	荒木町・60代・女性	164					都市建設部建築指導課	【福祉のまちづくり条例の制定】 P78基本方針の2つ目に「市独自の整備基準を示した実効性ある『福祉まちづくり条例』を制定します。」を追加。 (理由「久留米市人に優しいまちづくり整備基本計画」だけでなく、法的根拠となる条例を制定することによって計画が実効あるものとなる。条例に福祉オンブズ(第三者機関)の設置を条文化することが実効性あるものとなる。)	再掲(意見46)	計画案への修正なし	
14	上津町・60代・女性	114					健康福祉部障害者福祉課	【まちづくりへの女性の意見の反映】 p.79「まちづくり」については障害女性や支援女性の声を反映させること。	重要なことであり、事業実施の中で対応していきたい。	計画案の修正なし	
26	西町・30代・女性	202					都市建設部建築指導課	【生活関連施設の情報バリアフリー化】 Op15(6)生活環境の上から3つ目の〇 「金融機関や駅などの民間の生活関連施設においても障害者や高齢者の利用に配慮した施設設備が進められています」とあるが、本当にそうなのか。 聴覚障害者は、金融機関や病院の受付などで、順番を飛ばされてしまうことがある。駅では構内アナウンスは聞こえないので、字幕でリアルタイムに知らせていただけると助かる。掲示板が無い駅もある。	現在、歩道・建物の段差解消障害者用トイレの設置、自動ドアの設置などを中心に整備を進めています。	計画案への修正なし	
26	西町・30代・女性	205					健康福祉部障害者福祉課	① 防 の 犯 推 進 策	【聴覚言語障害者という表現について】 83ページ①「防犯対策の推進」の2つ目の■の「聴覚言語障害」を「聴覚障害」に書き換えること。 難聴者・中途失聴者も、筆談してもらえずに苦しんでいる。	指摘のとおり修正したい。	施策の方向①の2項目本文聴覚言語障害者→聴覚障害者
14	上津町・60代・女性	116	障害福祉計画	1 基 本 的 考 え 方	健康福祉部障害者福祉課	【障害福祉計画の基本的な考え方】 p.90「障害福祉」に対する考え方が示されないまま「施策」のみが先行している。 ・基本的視点に当事者の声が入っていない。	障害福祉計画は、障害者の地域生活や一般就労移行を進めるにあたってのサービス料の見込みと確保の方策の計画であり、障害福祉に関する考え方は障害者計画の基本目標でその方向性を示しています。	計画案の修正なし			
3	太郎原町・50代・男性	28		1 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 必 要 量 見 込 み と 支 援 の 方 策	健康福祉部障害者福祉課	【福祉ホームの確保】 障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設が掲げられているが、ここに福祉ホームを挿入することはできないか。福祉ホームは地域生活支援事業の範疇であり、指定障害福祉サービスではないが、居住系サービスという点では一致している。その意味では、ここに、福祉ホームの内容説明と必要量見込みを掲載したほうが、住民にとっても分かりやすいし、久留米市の意欲も伝わる。	福祉ホームは、障害者の自宅以外の地域生活の場として重要なものであり、必要性も認識しております。ご指摘のとおり、障害福祉計画の地域生活支援事業(その他の事業)に追加で記載することで対応したい。	p105地域生活支援事業の見込み一覧のその他の事業に福祉ホーム平成20年10人を加える			

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
3	太郎原町・50代・男性	29	障害福祉計画	2 地域生活支援事業の実施内容	( ) ↓ 地域生活支援事業の実施内容		健康福祉部障害福祉課	【福祉ホームの確保】 久留米市の地域特性を考慮した場合、障害者自立支援法大77条3項に規定する福祉ホーム事業を行うことが必要であり、障害福祉計画に実施事業として記載していただきたい。久留米市内には身体障害者の入所施設が存在し、入所者が約100名いる。その中で、現に福祉ホームを求めている者が存在する。福祉ホームがあれば、入所者のうち約10%の者は地域生活への移行が可能であり、平成23年度の政策数値目標である「施設入所者数から7%減少」に貢献できるものと考えられます。	再掲(意見28)	意見28の修正に同じ
4	国分町・60代・女性(団体)	49					健康福祉部障害福祉課	【地域生活支援事業】 P103《その他の事業(任意事業)》③に追加「■施設入所者および通勤者の日中受け入れをすすめます。」(理由: 土・日曜に働く親にとっては、ヘルパーは時間的制約があって難しいので是非必要である。)	施設の入所、通所者で利用が必要な障害者は、既に、日中一時支援事業での日中受入を利用している。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	168					健康福祉部障害福祉課	【地域生活支援事業】 P103 意見31 ②に「施設入所者および通勤者の日中受け入れをすすめます。」を追加。 (理由 土・日曜に働く親にとっては、是非必要である。ヘルパーは時間的制約があって難しいので。)	再掲(意見49)	計画案の修正なし
26	西町・30代・女性	206					健康福祉部障害福祉課	【コミュニケーション支援事業】 P102⑤コミュニケーション支援事業について、「手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより…」と『要約筆記』を明記すること。	指摘のとおり修正したい。	P102⑤コミュニケーション支援事業の本文「手話通訳者の派遣など」→「手話通訳者・要約筆記者の派遣など」
14	上津町・60代・女性	117					健康福祉部障害福祉課	【障害福祉計画の平成23年度の数値目標】 p.92～p.93について、当事者の意見を聞きながら慎重にすすめることを強く要望する。	事業実施においては、当事者の意見を十分に聞きながら実施したい。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	118					健康福祉部障害福祉課	【障害福祉計画の広報】 p.94～p.106 内容をパンフレットにまとめ広く市民に広報すること。	障害者計画・障害福祉計画ダイジェスト版の発行により対応したい。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	119					健康福祉部障害福祉課	【計画機関】 p.107に庁内で実務にあたる機関を明示すること。	庁内で実務にあたる主管としては、障害者福祉課であると考えております。	計画案の修正なし
4	国分町・60代・女性(団体)	32			基本目標2	健康福祉部障害福祉課	【「日中活動」について】 P19 基本目標2の「日中活動」は、耳慣れないことばである。一般に使われているならいいが、簡単な「注」書きがほしい。	指摘のとおり、用語集に記載したい。	用語集に記載	
4	国分町・60代・女性(団体)	33			基本理念	健康福祉部障害福祉課	【基本理念について】 P16 10行目「…さまざまなことにチャレンジし」を「チャレンジできる機会を保障し」に変更。(理由: 障害者の身になって考えてほしい。機会の保障さえない中で、「チャレンジしないのは本人のやる気の問題」と、障害者の責任にされてしまう可能性がある。)	基本理念では、障害者が住み慣れた地域でいきいきと生活する姿を表現しております。この実現のため基本目標は久留米市のあるべき姿を示すものであり、機会の保障については、「地域で自分らしく生活する権利」の中に広く包括されるものと考えています。	計画案の修正なし	
4	国分町・60代・女性(団体)	34			基本目標3	健康福祉部障害福祉課	【基本目標3について】 P20 基本目標3に、地域移行の視点と自己選択・自己決定に基づく自立観を明確に定めること。(理由: 障害者の自立支援法はできたが、自立が益々困難になってきている状況がある。地域にも、障害者自身にも、サービスは受けて当然、それは権利なんだという意識がなお未成熟であることをふまえてほしい。)	p20の基本目標は、障害者に関する施策全般を障害者のライフステージを視点にわかりやすく表現したものです。ご指摘の自立支援法に関する施策の活用については、障害福祉計画の中で基本的視点として整理しております。	計画案の修正なし	

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
4	国分町・60代・女性(団体)	35				基本目標4	健康福祉部障害福祉課	【基本目標4について】 P20基本目標4 1行目の「さまざまなバリア」とは何かを示し、それらのバリアが取り除かれた社会は、すべての市民にとって住みやすい社会になることを書き加えてほしい。	バリアフリーは障害者のためのみでなく、すべての市民にとって住みやすい社会になることを加えたい。	P20 基本目標4の本文最後に挿入 「それは同時にすべての市民が住みやすい社会をつくることでもあります。」
18	荒木町・60代・女性	142				基本目標4	健康福祉部障害福祉課	【基本目標4について】 社会全体のバリアフリーを確実に推進することを要望。 (理由:すべての人にとって住みやすい社会となる。)	再掲(意見35)	意見35の修正に同じ
4	国分町・60代・女性(団体)	48				基本目標全般	健康福祉部障害福祉課	【障害者計画の数値目標】 第2章から5章までの数値目標は努力目標にしてはいいと思うが、この数値のみにこだわる必要はないのではないかと。数値では評価できないものも多い。また、検討の段階で数値目標の設定基準をどのように検討したのか、そこを明らかにしてほしい。	目標を数値化して明示することは計画の推進と見直しに大切なことと考えております。数値目標については、事業や予算等を考慮し、各所管課で検討しております。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	96				計画全般	健康福祉部障害福祉課	【計画全般について】 ・文章構成がよくまとまってお読みやすかった。 ・障害当事者の声を「実態調査」「インタビュー調査」などにより集められたが、その声をできるだけ活かした計画になったかは疑問。 ・障害者・障害福祉に関する基本的な概念を示す言葉や新しく導入される施策には注釈をつけ説明すること。	用語集により対応したい。	用語集に記載
14	上津町・60代・女性	97				計画策定の背景	健康福祉部障害福祉課	【計画策定の背景と目的】 p.3上から8行目「さまざまな障害福祉の課題を解決するため、「障害者自立支援法」が成立し、～」と捉えるのは当事者の声反映されていない。「障害者自立支援法」の問題点にも触れてほしい。	背景と目的はそれぞれの項目を概略的に記述したものであり、ここで当事者の声、課題、問題を整理するものではありません。なお、障害者自立支援法については、いろいろな評価や意見がありますが、福祉サービス給付や支援のための枠組み的な法であるため、計画の中に盛り込むことは考えられません。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	98				障害者を取り巻く社会環境	健康福祉部障害福祉課	【保健所・保健福祉センターの設置】 p.8下から2行目「保健所設置とあわせて」を「保健所・保健福祉センター設置とあわせて」と変更すること。	ここでは、社会環境の変化の中の新市合併に伴う中核市移行について述べたものであり、中核市移行の要件である保健所設置が今後の障害者施策に重要な関わりがあることを記載しております。保健(福祉)センターについては直接中核市との関連はないため記載していません。	計画案の修正なし
14	上津町・60代・女性	99				インタビュー 現状	健康福祉部障害福祉課	【実態調査、インタビュー調査からみた現状】 p.13～p.15で、障害者を抱えた家族の現状や高齢障害者の現状にもふれること。	「障害者を抱えた家族や高齢障害者の現状」とのことですが、実態調査、インタビュー調査では、ご意見の内容については直接尋ねておりません。つきましては、ご指摘の箇所での記載となりますと一般的な状況となりますので適当ではなく、また範囲が広すぎ適切かどうか議論されるところもありますので、現状のままの記載としたい。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	139				基本理念	健康福祉部障害福祉課	【基本理念について】 P16 10行目「チャレンジし」を「チャレンジできる機会を保障し」に変更。 (理由:チャレンジするためには、その機会が保障されることが先決である。)	基本理念では、障害者が住み慣れた地域でいきいきと生活する姿を表現しております。この実現のため基本目標は久留米市のあるべき姿を示すものであり、機会の保障については、「地域で自分らしく生活する権利」の中に広く包括されるものと考えています。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	140				基本目標2	健康福祉部障害福祉課	【「日中活動」について】 P19 枠囲み、本文16行目「日中活動」についての説明が要る。	指摘のとおり、用語集に記載したい。	用語集に記載

議事1

障害者計画・障害福祉計画(案)に対するパブリックコメントとその対応

提出	提出者属性	意見	意見区分				所管課	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
			分野	施策区分	施策方向	その他				
14	上津町・60代・女性	100				基本目標 19頁	健康福祉部障害者福祉課	【計画の基本目標】 p.19～p.20 基本目標に今後、高齢障害者が増えていく現状を考えると、「障害者を孤立させないために」を追加すること。	p20の基本目標は、障害者に関する施策全般を障害者のライフステージを視点にわかりやすく表現したものです。ご指摘の自立支援法に関する施策の活用については、障害福祉部局の中で基本的視点として整理しております。	計画案の修正なし
18	荒木町・60代・女性	141				基本目標 4	健康福祉部障害者福祉課	【基本目標3について】 タウンモビリティの視点と、自分で選び自分で決められるような自立ができる環境であること。(理由:誰もが、その人らしく生きていくことは人権を保障することになる。)	再掲(意見100)	計画案の修正なし
23	諏訪野町・30代・女性	187					健康福祉部障害者福祉課	【福祉・労働分野の連携】 国も福祉と労働部局が縦割りだが、人は「生活」と「労働」で分けることはできない。所管を超えて話す必要がある。	計画においては、施策分野を分かりやすくするため9の分野に分けて記載しておりますが、実際の事業実施においては、各部局の連携は必要不可欠であると考えております。	計画案の修正なし